

第94回 金沢市都市計画審議会議事録

1. 日時

令和3年2月16日（火）10:00～11:00

2. 場所

金沢市役所 7階 全員協議会室

3. 出席委員

①学識経験者

（各 50 音順）

井口 栄市	金沢市農業委員会会長
島田 明子	弁護士
竹村 裕樹	金沢学院大学特任教授
出村 昌史	金沢大学准教授
西田 哲次	金沢商工会議所常務理事
西野 辰哉	金沢大学准教授
蜂谷 俊雄	金沢工業大学教授
濱崎 英明	金沢経済同友会代表幹事
眞鍋 知子	金沢大学教授
吉田 朗子	石川県消費生活支援センター所長

②市議会議員

源野 和清	金沢市議会副議長
高 誠	金沢市議会総務常任委員長
前 誠一	金沢市議会建設企業常任委員長

③関係行政機関

近藤 勝俊	国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長（代理）
城ヶ崎 正人	石川県土木部長（代理）
安田 秀樹	石川県農林水産部長（代理）
南野 広明	石川県警察本部交通部長（代理）

④市民

笹井 錬造	金沢市町会連合会副会長
-------	-------------

(司会)

定刻となりましたので、只今より第94回金沢市都市計画審議会を開会いたします。本日は計画案審議の石川県決定案件が1件、その他案件が1件ございます。また、案件結果報告がございます。十分にご審議をお願い申し上げます。

それでは、はじめに都市整備局長の坪田より、ご挨拶を申し上げます

(坪田局長)

皆様、おはようございます。都市整備局長の坪田でございます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、ご多忙の中、また、コロナ禍で大変な中、本審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より本市の都市計画行政に、多大なるご尽力をいただき、重ねて感謝を申し上げます。

さて、報道によりますと、東京都では、9日連続で新規感染者が500人を下回るなど、少し落ち着きを見せております新型コロナウイルスでございますが、その影響というものは私達の生活や働き方をわずか1年の間に大きく変化させ、また、今後もその変化は続く勢いだと思っております。本市においても、4月からワクチン接種が始まりますので、その準備を進めるとともに、来年度も引き続き、感染防止策、経済対策、また、新しい生活様式に対応した施策を確実かつ迅速に進めて行きたいと考えております。一方で本市のまちづくりにつきましても、課題は山積みとなっております。コロナ禍といえども待ったなしの状況となっており、本日の審議会におきましても、その他案件でその一つをご説明する予定でございます。今後もこれらの課題を一つ一つ解決に結びつけながら、本市の都市像である「世界の交流拠点都市金沢」の実現に向け、魅力と活力あるまちづくりに取り組んでいきたいと考えております。

本日の審議案件は、石川県決定の「金沢都市計画 臨港地区の変更」の審議、また、その他案件といたしまして、「金沢市景観計画の変更について」のご意見をいただくこととしております。

委員の皆様には、様々な視点から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。本日は、よろしく願いいたします。

(司会)

ここで、委員の異動がございましたので、ご報告いたします。

金沢市議会副議長、源野和清委員でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ここからの進行を竹村会長にお願いしたいと存じます。竹村会長、どうぞよろしく願いいたします。

(竹村会長)

皆さん、おはようございます。コロナに大雪、地震、オリンピックなど、いろいろと大変な状況がありますけれども、お忙しい中、ご参集いただきましてありがとうございます。それでは早速始めさせていただきます。

議事に入ります前に、事務局の報告によりますと、只今、委員20名の内18名が出席していますので、金沢市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に照らし、本会議は有効に成立しておりますことを報告いたします。

次に、金沢市都市計画審議会運営要領第7条の規定により、議事録の署名委員を指名させていただきます。今回は、西野委員、笹井委員にお願いいたします。お二人にはどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは議事に入りたいと思います。まず、議案第406号「金沢都市計画 臨港地区の変更」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

都市計画課です。よろしくお願ひいたします。

議案書 406 号「金沢都市計画 臨港地区の変更 (金沢港臨港地区)」石川県決定案件についてご説明いたします。お手元の議案書で、2 ページから 4 ページですので、前方のスクリーンと併せてご覧ください。

最初に、臨港地区の概要について、ご説明いたします。臨港地区とは、都市計画法に基づき、港湾を管理運営するために定める地区であり、港湾としての機能が十分に発揮できるよう、船舶が利用し港湾施設が設置される「港湾区域 (水域)」に接続して、貨物の取扱いなどの港湾活動を行う「陸域」を言います。また、臨港地区の変更については、港湾管理者からの申し出により、都市計画決定を行うこととなります。

次に、臨港地区の位置図です。議案書は3 ページ目です。図上の黒枠で囲まれた部分が既に指定がなされている臨港地区を示しており、赤枠で示した部分が、新たに臨港地区 0.5ha を追加する範囲です。これにより、金沢港臨港地区の面積は、399.8ha から 400.3ha となり、これを四捨五入し、議案書2 ページでは約 400ha と表記しております。

続いて、計画図です。議案書は4 ページ目です。変更に至る経緯及び理由についてご説明します。金沢港においては、近年のコンテナの取扱量やクルーズ船寄港数の増加などによる急激な環境変化に伴い、平成 29 年 9 月に「金沢港機能強化整備計画」を策定しており、これに基づき、平成 30 年 3 月に無量寺、戸水ふ頭間の船だまりの埋め立て工事を開始し、令和 2 年 3 月に完了しております。また、この間、令和元年 10 月に金沢都市計画区域の指定がなされております。今回の臨港地区の変更については、昨年 12 月に行われた地方港湾審議会を経て、港湾管理者からの申し出があったことから、当該用地における港湾の管理運営を円滑に行うため、新たに臨港地区に追加するものであります。

最後に、当該地の状況写真です。画面上、上が埋め立て前の状況、下が現在の状況であり、金沢港クルーズターミナル東側に位置する赤枠部分が、埋立てが行われ、駐車場及び緑地として整備がなされた部分であり、今回、臨港地区に追加する範囲です。

以上が、金沢都市計画臨港地区の変更内容です。

なお、本件については、令和3年1月26日から2月9日までの2週間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出がなかったことをご報告いたします。

以上で、議案第406号「金沢都市計画 臨港地区の変更」について説明を終わります。

(竹村会長)

ありがとうございます。

ここまでで、何かご質問、ご意見はありますか。

(竹村会長)

私から一点だけよろしいですか。

臨港地区は、港湾として土地利用がなされる地区ということだが、元々は都市計画による用途地域があり、その上に今回の臨港地区が二重でかかるということになります。港湾法と都市計画法において、港湾法が優先されると思うのですが、補足していただきたい。

また、今後どのような分区を指定し、どのような土地利用がなされていくのか。クルーズターミナルの建設などにより、いろいろと賑わいが出てこようとしているが、今後の話についても補足説明をお願いします。

(事務局)

今ほどのご質問に補足説明をさせていただきます。画面上、黒枠で囲われているところが都市計画法に基づき臨港地区に指定されている範囲であります。この区域には、都市計画法に基づく用途地域として工業専用地域の指定がなされております。その上で、港湾機能を強化するエリアとして、臨港地区というものを指定することになります。

分区につきましては、今回の臨港地区に追加するエリアを含めて、先般、石川県で分区を指定して土地利用を図っていくという発表がございました。これに関しましては、石川県から説明をいただきたいと思っております。

(竹村会長)

港湾の今後の土地利用について、お話しできる範囲で結構なので、説明をお願いします。

(石川県 (港湾課))

今ほどご紹介がありましたように、先般から金沢港のエリアにつきましては、分区を導入するために、この2月から始まる議会に關係の条例を提案しまして、論議を進めようとしているところであります。このエリアにつきましては、都市計画法上の用途地域が工業専用地域となっておりまして、工業や物流といったものが中心のエリアでございます。現在は、金沢港機能強化整備により金沢港クルーズターミナルを昨年6月からオープンし、賑わいを見せているところですが、この付近につきましては、分区の中でクルーズ港区という賑わいやクルーズ利用客の皆さんの利便性に供する、そういったエリアとして指定していくことで現在考えております。

(竹村会長)

ありがとうございました。議案書だけでは少し分かりにくい部分があったと思うが、都市計画法により用途地域が工業専用地域になっているところに、臨港地区を指定し、港湾の計画による土地利用を優先する格好になるということです。単に工業優先ではなく、先ほど説明があったように、クルーズターミナルができたことで、クルーズ港区という分区を活用して、賑わいの拠点を作ろうというふうに、もう一歩進んだ土地利用を狙っていくというものです。

他に何かご質問等ありますか。

(各委員意見等なし)

(竹村会長)

特にご意見もないようなので、この件につきましては、石川県決定なので、石川県の都市計画審議会に計画案どおり付議したいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、次の議題に移らせていただきます。議案第407号「金沢市景観計画の変更」について、事務局からご説明をお願いします。

(事務局 (景観政策課))

景観政策課です。それでは、議案第407号「金沢市景観計画の変更」についてご説明いたします。お手元の議案書5ページ、6ページ及び参考資料1、2で説明させていただきます。

今回、「金沢市景観計画の変更」においては、あらかじめ、本審議会でご意見をお伺いし、本日のご意見を踏まえ、今後、金沢市景観審議会での最終審議を3月に予定しており、来年度の運用を目指しております。よろしくお願ひいたします。

まず、景観計画でございますが、景観法に基づき定めるものです。景観計画には、建

建築物の新築等の行為に対する形態や色彩等の景観形成基準やその適用区域等を定めています。

議案書の5ページをご覧ください。今回の変更の趣旨でございますが、金沢市景観計画は、本市の景観形成の基本的な考え方や良好な景観形成のために必要な行為の制限に関する事項等を明らかにし、市民、事業者、設計者・施工者、行政の協働による景観まちづくりを展開し、風格と魅力ある金沢の景観の継承・発展を目的としています。

今回の変更のねらいは、2つございます。1つ目に、本計画策定から10年が経過し、本市の景観を取り巻く法規制状況の変化がみられること。2つ目に、近年の景観誘導に係る実態や状況の変化等の課題があること。それらの対応を図り、本市の良好な景観形成をより一層推進していくために、計画の見直しを行うものです。

変更の内容につきましては、1つ目に「景観形成区域の追加及び区域種別変更」について、2つ目に「建築物等の形態意匠に関する景観形成基準の変更」について検討しております。

それでは、「景観形成区域の追加及び区域種別変更」について説明させていただきます。本市では、市全域を対象に景観計画区域として定め、景観誘導を行っており、特に、重点的に取り組む景観形成区域を定めております。景観形成区域の一部を図に掲載しておりますが、今回、金沢駅周辺の区域追加、広坂周辺の区域種別変更を検討しております。

参考資料1の左側の表をご覧ください。左側の表に、景観まちづくりのための区域指定を掲載しております。金沢駅周辺は、景観形成区域外（その他の区域）から景観形成区域に編入し、景観形成区域の近代的都市景観創出区域に追加指定するものです。広坂周辺は、景観形成区域内の種別変更として、近代的都市景観創出区域から伝統環境調和区域に変更するものです。

参考資料1の右側の参考図に、近年の都市計画決定及び変更の内容を掲載しております。金沢駅周辺の広岡3丁目地区では、用途地域の変更及び地区計画の決定が行われています。

参考資料2には、広岡3丁目地区地区計画の内容と区域を掲載しております。地区計画の目標や土地利用方針には、「JR金沢駅港口（西口）に近接した商業・業務を中心とした地区として、魅力ある商業業務地の形成及び土地利用を図る。」とあります。

参考資料1の右側の参考図をご覧ください。広坂周辺の広坂地区では、高度地区の変更が行われています。変更理由は、「広坂通りの商業活動を維持しつつ、周辺環境と調和したまちなみ景観を創出するため。」です。

今回、2地区の土地利用方針等の変更に合わせて、金沢市景観計画に定める景観形成区域の整合を図るものです。変更後は、景観形成区域のそれぞれの区域種別で定める景観形成基準に基づく景観規制・誘導により、良好な景観形成を進めていくこととなります。

議案書の資料6ページをご覧ください。続いて、「形態意匠に関する景観形成基準の変

更」について説明させていただきます。市内の建築物の新築計画等において、近年の景観誘導上の課題を3つ取り上げ、今回、それらの対応として、基準の変更を行うものです。

1つ目に、色彩基準に定める禁止色の変更です。現在の基準では、建築物に施す色彩について禁止する色として、例えば、赤色や黄色などの鮮やかな色や蛍光色などを定めています。それらをアクセント色として使用する場合には、一定の範囲内で認めています。今回、その扱いについて、特に景観上支障が考えられる留意点として遠景からの景観配慮を行うよう、基準に追記するものです。

2つ目に、色彩誘導に示す推奨色の変更です。金沢の伝統的な街並みに相応しい色彩の範囲を推奨色として示しているところですが、推奨色を採用する場合であっても、建築物の外壁面積や建築高さなどの規模によっては、景観上支障となる場合があることから、建築規模に応じた適切な色彩計画が行われるよう、留意点を示すものです。

3つ目に、屋内広告物等の基準の追加です。建築物の内側からガラス越しに屋外の公衆に向けて見えてくる屋内広告物等について、特に、屋外広告物の規制適用を逃れつつ、屋外広告物と同様の効果を得ようとするものについては、本市の良好な景観形成に与える影響が大きい問題として捉えています。特に、まちなかに設けられる屋内広告物等について、景観上の影響が大きいと捉えています。

イメージ図をご覧ください。建築物上部のオレンジ色の広告「●●●ビル」については、屋外広告物であり、現状において、屋外広告物条例の制限が適用されますが、赤色点線枠内の青色、緑色、黄色の広告については、屋外広告物ではないため、屋外広告物条例の制限が適用されません。今回、特に景観上の影響が大きいまちなか、具体的には、現・景観計画で区域設定されている文化的景観区域の旧城下町区域を対象範囲として、対象区域内に設ける屋内広告物等については、屋外広告物と実態的に同様なものとして取り扱い、規制するものです。

この件について、景観審議会で検討いただいた中での審議内容を紹介します。まずは、景観計画変更の方向性について、「屋内広告物を景観的に議論できる仕組みを作ることが必要であり、今後規制の検討を進めること。」という意見がございました。規制の検討を進めるうえでの課題として、「屋内広告物を屋外広告物とみなす基準を設けることを検討する。」、「屋内広告物の制限について、まちなかと郊外の景観的な違いなどの場所性も検討する。」、「屋内広告物の制限について、賑わい創出が求められる場所での制限の許容範囲を検討する。」、「屋内広告物は、屋外広告物法による法的根拠に基づく規制が行えない現状において、他自治体の取組事例も参考に検討する。」などが挙げられました。

屋内広告物等については、本来、屋外広告物条例で規制することも考えられますが、規制する上での課題等が少なくありません。市として、今後、屋外広告物条例の改正も視野に入れ、検討を進めてまいります。まずは、景観計画の変更により、設置制限の

基準追加を行い、建築物外観の形態意匠として見えてくる屋内広告物等について、景観誘導の観点から規制を図っていくものです。以上で、「金沢市景観計画の変更」について説明を終わります。

(竹村会長)

ありがとうございます。今回の「金沢市景観計画の変更」については、都市計画決定案件ではありません。景観法で景観計画を決める時には、都市計画審議会の意見を聴かなければならないということなので、皆さんからご意見等があればそれをお伺いしたいという趣旨でございます。変更内容が2点ございましたけれども、景観形成区域の変更と形態意匠、色彩、屋内広告物等に関する変更、これについて、何かご質問やご意見があればお願いします。

(A 委員)

「形態意匠に関する景観形成基準の変更」の①色彩基準（禁止色）の変更についてですが、景観審議会の建物部会に私は参加しておりますけれども、よく高層マンションが建設される計画があって、全体としてはベージュですが、一番上にアクセントで白いラインをいれたものがときどきあります。そうすると、兼六園等から見たときにそれがすごく目立つということで、なるべくその辺のアクセント色をなくすよう指導している実態があります。そのような指導の実態に関して、この禁止色の制限を強めるということには賛成ですが、この記載の仕方は、その実態に沿っているのでしょうか。「見付け面積の2割までの範囲を上限として使用することが出来る。」と書くと、逆にこれを基に使ってもいいのではないかと主張される可能性はないのでしょうか。

(事務局（景観政策課）)

まずは、禁止色ですが、現行の基準の中で禁止色は建物の外壁及び工作物、工作物の中には広告物も入っているということになっております。その中で「広告物に準じたアクセント色として2割まで認めます。」という記載が現行基準であります。それをどこまでを制限するかという部分がございます。例えば、1割、5%と言うこともございますが、建築物だけではなくて、工作物もあるというようなことで現行の2割を踏襲していくことで考えております。当該部位の面積や行為予定の当該地の区域において、景観上支障がないと判断される場合もございますので、これは、2割を上限としてよいということではなくて、窓口及び建物部会等について、全く設けることすら認めないということも多くございます。そういったことも、考慮させていただいているのがこの基準の文言です。今A委員からお話がありましたとおり、建物部会では色については丁寧に審議していただいているところでございます。禁止色のみならず色のコントラストが大きい

もの、例えば、暗いものと明るいものが出ているものについても、丁寧に審議していただいております。そちらについては、建築物の外観の形態意匠、色彩の中でそういったことがないようにといった基準があります。その中で、建物部会で審議をしていただきながら良好な景観形成を努めていくこととなりますので、基準については、前基準を踏襲しながら少し丁寧に明記するといったこととなります。

(竹村会長)

色彩というものは、景観上大事な要因となります。アクセントカラーについても、2割以内に制限することや、具体的にマンセル値で縛るということもあります。実際は個別に建物部会といった体制で丁寧に指導がされているという理解でよろしいでしょうか。

(事務局 (景観政策課))

はい。現行の金沢市景観計画に定めておりますが、禁止色というのは平成21年に計画を策定した時点で既にマンセル値で設定しており、具体的に申しますと、YR系の色相は彩度6を超えるもの、Y系は彩度4を超えるもの、それ以外ですと彩度2を超えるものとして具体的な数値で示しております。屋外広告に準ずるコーポレートカラーをアクセントとして使う方もおられるということで、そこを視野に入れながら禁止色を設定しているところであります。A委員からご指摘があった高層マンションなどで、白色や明るい色で複数の色を用いたときのコントラストについては、別途基準の中で「建物の外壁として複数の色彩を使うときにはコントラストが大きくなるように明度彩度も含めて配慮する」といったことが明記されております。

なお、今ほどお話ししたマンセル値というものは専門用語なのですが、JIS規格のマンセル色表というもので数値化したものになります。金沢市景観計画では禁止色を制限する一方で、茶、ベージュ、グレー系を推奨しているところではございますが、組み合わせによっては、良くないものもございますので、こういったものを指標とし、サンプルも出していただきながら、建物部会等でご審議していただいているところです。

(竹村会長)

色相や明るさ、鮮やかさといった要素で落ち着いた形態にしようということで、例えば真黄色のはちまきのようなデザインを用いた建物は、金沢の景観にふさわしくないということだろう。色彩に関しては、そういうJIS規格のもので、ある程度制限し、それ以上にコントラストなどについては建物部会等で個別に丁寧に審議しているということです。

屋内広告物等というものなかなか耳慣れない言葉ですが、これも屋外広告物に相当さ

せ、屋外広告物に準じた規制を行っていくということですね。これについても、市のほうで審議会や広告審査会とかを定期的を開いたりして、指導がなされているということでしょうか。

(事務局 (景観政策課))

今ほどの屋内広告物等についてですが、屋外広告物法という国の法律に基づくと、屋内と屋外で違いがありまして、屋内は法律の適用対象とはなりません。ですから、金沢市は屋外広告物に関する条例を持っておりますが、基本的に屋内は対象とするものには含まれないということとなります。一方で、金沢市は独自で特定屋内広告物というようなものを条例で定義付けしており、ガラスの内側からシールで貼るような広告物を屋外広告物と同等とみなすということで、建物の開口面積に対して5割や3割までといった面積制限を持っております。今回、議案書6ページ右下のイメージ図で示しておりますが、ガラスから一定の距離をおいて屋内側に屋外広告物と同様な板面を設けて、明らかに公衆に向けて屋外と同等に見えるような掲出をする広告物が、まちなか区域の建築物に見られるようになってきたため景観上支障があるという判断で新しく取り組みたいところです。

その背景としましては、金沢のまちなか区域というのは、藩政期から400年以上もの間戦禍にあっておらず、ヒューマンスケールが都市構造の中で残されている区域だということ。その中でガラス面に大きな板面で表示されるようなもの、また、夜も煌々と照らされて、一体として広告物として見えるものは、まちなか区域の景観に支障となってくるのではないかとということで、今回、新たに対象としていくという経緯があります。

そこで、金沢市景観計画で位置付けるということではありますが、これは形態意匠に関する景観形成基準の変更についての項目で捉えていますが、屋外広告物とみなすというところの一方で、建築物の形態意匠としてガラスの内側に掲示されるということが建物計画として届け出される中で、私どもとしても早めに把握することができることから、基準の一部に追加し、形態意匠としていち早く捉えつつ、景観誘導を行っていきたいという趣旨であります。

(竹村会長)

この屋内広告物等は、全国的にも結構進んでいる考え方なのですか。

(事務局 (景観政策課))

はい。新聞等でもご覧になった方いらっしゃるかもしれませんが、これは全国にも先んじて金沢市が動いているところでありますが、例えば、大阪の箕面市等も含めて、独自にこういったものを対象としながら誘導している自治体が見受けられます。また、金

沢市も京都市をはじめ全国の他都市等と連携して、景観上支障となって困っているということでそういったものをどう誘導していくかを研修会や勉強会を開催しており、それも含めて国に対して屋外広告物法の見直しを働きかけていこうというような動きをしているところでございます。

(竹村会長)

ありがとうございます。この辺について、ご質問やご意見はありますか。

(B 委員)

今のところに関して、2点質問があります。今回の変更により、いち早く察知し、指導することができるということですが、既に現在もあちこちでそういうものを見かけるようになっていきますので、今設置されているものにはどういった対応ができるのかというのが1つです。もう1つは、最近たまに見かけるプロジェクター等で写したもの。例えば、焼き肉屋さんなんかで、炎が窓に投影されて見えるような新しい広告の方法が出てきていると思いますが、そういったものもこれで規制をかけていくのかどうか。この2点について、お願いいたします。

(事務局 (景観政策課))

これが屋外広告物であれば、これまででしたら屋外広告物法の経過措置ということで、過去に金沢市では7年間をかけて是正指導をしてきたことありますが、今回は、屋外広告物法の対象とはならないので、建築物の形態意匠として捉えていくということになります。新しく基準を設けた中で、基準に外れていても既に設置されているものに対しては、強制的にこちらから改修の指導にあたることができないのが現状であります。ただし、今後、外壁も含めて改修等がある場合は、新たな基準に合致する形で指導することや改修をお願いすることになろうかと思っております。もう一点、新しい技術として、プロジェクターの様なものについては、国にも働きかけていくことになると思いますが、5Gであるとか、様々な情報技術を含めて考えていきますと、どこまでを屋外広告物として捉えていくかが非常に難しい状態になってくるのではないかとすることも懸念しております。特に東京等で見られるガラス面にスクリーン的に表示させるものや、有機EL等を活用した新たな技術による広告の表示についても今後、懸念されます。現状として、それらの新しい技術を用いた広告の方法というのは、この先なかなか読めないところがあるので対象を絞るのは難しいですが、現時点では、今回変更する屋内広告物等までを対象としていきたいと考えております。また、来年度、屋外広告物の実態調査を行いながら、詳しく踏み込んでいく中で、例えば、百貨店の一階のショーウィンドウのような、まちなかの賑わいを創出する所では、そういうものは評価されるべきだと思いま

すし、現状調査を踏まえて、どの辺までを規制の対象とし、どの辺までを対象外とするかを精査しながら研究に取り組んでいきたいと思います。プロジェクター等を用いた広告表示も将来的には視野に入れながら考えていくこともでてくるのかなと思っておりません。

(竹村会長)

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

(C 委員)

今お話しされている屋外広告物の件ですけれども、景観という面から見ると、昼と夜では広告の見え方も変わってくると思うのですが、時間の観点から、許可する許可しないという捉え方があるのかないのかを質問させていただきます。

(事務局 (景観政策課))

屋外広告物については、屋外広告物条例に基づいて審査し、許可申請の手続きを行っていますが、その過程において、屋外広告審査会でも審議がされることとなります。その中には、内側から照らす内照式と外側から照らす外照式の2種類の広告がありますが、夜間の見え方を含めて、審議がされております。加えて、本市の夜間景観形成条例により、エリアごとに照明の色温度等を誘導しており、具体的には、LED等の白い光は強く当たるため、住宅地に近いところはなるべく電球色を使ってくださいというようなことをお願いしながら、夜間景観についても指導を進めているところであります。

(竹村会長)

ある程度は条例で明文化されており、それ以外は、屋外広告物審査会で個別に審査されているという話ですね。

それ以外に何かありますか。

(A 委員)

今の屋外広告物の件ですが、この基準が適用され始めるのはいつでしょうか。

(事務局：景観政策課)

3月に変更の最終審議を景観審議会で諮ることとなります。その後、令和3年7月に運用を目指しているところであります。

(A 委員)

このような屋外広告物を掲出している企業は出店のペースが早いので、基本的に後追いになっているように思います。既存不適格ということで、できてしまったものについては、遡及できないとのことですが、景観形成区域を設定されているのですから、せめてこの区域内だけは、速急に運用していくことを検討できないでしょうか。あるいは、法的な解釈も含めて、遡及の適用についても検討していただけないでしょうか。というお願いです。

(事務局 (景観政策課))

基本的には、既存にできてしまったものもなるべく速やかに改善していただきたいというのは相手方にもお伝えしていますし、市としてもそのように思っております。ただ、先ほど申しましたとおり、屋内広告物という捉え方自体が新しい対象に組み込んでいくということで、どこまでを規制対象としてどこまでを対象外とするか。これから取り組みの具体的な研究を進めながら、基準を設けていく必要がありますので、その辺の状況を踏まえて対応していきたいと思っております。

一方で、他都市と一緒に勉強会を開いているというのは、屋外広告物と同じように捉えてしまえば、これまでの屋外広告物と同様に経過措置期間での是正という形で指導を強くしていけることを見据えており、並行して取り組みを進めているところでございます。

(A 委員)

そのように努力していただきたいと思いますが、その理由として、せっかくこれだけ景観審議会等で、きめ細かく金沢市のまちなみを保存しているのにも関わらず、ここ1、2年で特にまちなかに奇抜な広告が次々に掲出されており、強烈な印象があると感じています。これまで築きあげたまちなみを一気に壊している状況であるので、なかなか難しいところはあると思いますが、是非その辺についてご検討いただければ幸いです。

(竹村会長)

経過措置や暫定措置等は法的には難しいが、新しい計画ができれば、こういうふうに運用するのでなんとかそれに適合していただけないかといった事前の協議はできるだろう。実際に県の景観条例のときには、ある事業者が真黄色を使用したツートンカラーの建物計画があつて、それは条例の適用前だったのですが、将来こういう風な運用となるので、できれば基準に合わせてもらえませんかという形で協議し、配慮いただいたケースもあります。その辺は、計画の内容と運用がきちんと整合がとられ、実行できるようにお願いできればと思います。

(事務局 (景観政策課))

今ご指摘いただいたところについても、私どもとしても積極的に実施してまいりたいと思います。屋内の広告物の新たな基準を設けるということに対しては、今後、対外的にも事前周知を行うとともに、今後新しく作られる建築物等についても、それを誘導して参りたいと思います。

(竹村会長)

よろしく申し上げます。その他に何かありますでしょうか。

(各委員意見等無し)

(竹村会長)

特にご意見もないようなので取りまとめさせていただきます。今ほどたくさんの貴重な意見を聞かせていただきました。これらについては、計画を策定する上での参考意見として検討いただければと思います。変更内容については、基本的にこれで良いのではないかと思いますので、計画案通り答申をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

(竹村会長)

続きまして、事務局から案件結果報告を受けたいと思います。事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、案件結果報告をご説明いたします。議案書で7ページ目となりますので、スクリーンと併せてご覧下さい。

案件結果報告については、令和2年6月30日に開催しました、第93回金沢市都市計画審議会でご審議いただいた3件をご報告いたします。まず、議案第404号「金沢都市計画 地区計画の決定（第5次安原異業種工業団地地区）」及び、議案第405号「金沢都市計画 地区計画の決定（第2次いなほ工業団地地区）」の2件については、令和2年8月3日付け金沢市告示第254号で決定の告示がなされたことを、ご報告いたします。併せまして、議案第403号「金沢都市計画 用途地域の変更（打木地区、中屋町地区）」についても同様に、令和2年8月3日付け金沢市告示第255号で変更の告示がなされたことを、ご報告いたします。

以上、案件結果報告をご説明させていただきました。

(竹村会長)

ただいまの報告につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(各委員意見等なし)

(竹村会長)

それでは、特にご意見もないようなので、本日全ての案件につきまして、滞りなく審議が終了しました。委員の皆様には貴重な意見と、円滑な議事進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しします。

(事務局)

竹村会長どうもありがとうございました。そして委員の皆様におかれましても、慎重なご審議をいただきありがとうございました。本日も審議いただいた2件の案件につきまして、1件目の「金沢都市計画 臨港地区の変更（金沢港臨港地区）」の石川県決定案件においては、石川県へ本日の審議結果を回答させていただきます。また、2件目の「金沢市景観計画の変更」の意見聴取案件については、本日の審議結果を踏まえ、今後の手続きを進めさせていただきます。その他、本日もいただきました貴重なご意見は、今後の都市計画ならびに景観形成を進める上で参考にさせていただきたいと思っております。

それでは、以上を持ちまして、本日の金沢市都市計画審議会を閉会いたします。
皆様さま、ありがとうございました。

—以上—